

とくしま国際水準 GAP 認証マーク表示基準

第1 目的

とくしま国際水準 GAP 認証制度実施要綱（以下「要綱」という。）第7条に規定する認証マークの使用に関する基準を次のとおり定める。

第2 使用

認証マークは、次の事項を組み合わせで記載することで利用できるものとする。

- 1 とくしま国際水準 GAP 認証マーク（別記1）
- 2 登録番号（登録番号の枝番は省略することができる）
- 3 生産組織（者）の名称
- 4 商品の情報の問い合わせに対応する部署又は者の連絡先

第3 使用範囲

- 1 要綱及びとくしま国際水準 GAP 認証制度実施要領（以下「要領」という。）に基づいて認定を受けた生産者
- 2 県
- 3 その他県が適当であると認める者

第4 使用用途

認証マークは、次のいずれかにより、表示できるものとする。

- 1 認証を受けた農産物、その容器包装又は商品の近接した場所に表示する場合
- 2 認証を受けた農産物を出荷する際の段ボール箱等に表示する場合
- 3 認証を受けた農産物のPR用チラシやポスターに表示する場合
- 4 認証を受けた農産物を紹介するポップや名刺等に表示する場合
- 5 認証を受けた農産物の生産情報等を提供する際のホームページに表示する場合
- 6 その他県が適当であると認める場合

第5 使用に関する手続き

認証マークを使用する認定生産者は、あらかじめ認証マークの使用届（様式第1号）を各担当部署を経由して知事に提出するものとする。

第6 管理

消費者に正しい情報を伝達するため、要綱に定める認証を受けた農産物が消費者に届くまで適正に管理され、情報が正確に伝達される場合に認証マークを使用し、表示を行うものとする。

第7 使用料

- 1 認証マークの使用料は、無償とする。
- 2 認証マークの印刷等の経費は、認証マークを使用する者が負担することとする。

第 8 規格・デザイン

認証マークの規格は、別記 1 のとおりとする。

第 9 各認証マークとの組み合わせ表示

次の農産物に係る用語及び認証マークと組み合わせて表示する場合は、各認証マーク等の表示規定等に従わなければならない。

- 1 有機農産物
- 2 持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律（平成 11 年 7 月 28 日付け法律第 110 号）第 4 条第 3 項に基づき導入計画を認定された農業者及び環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 19 条第 5 項の規定により環境負荷低減事業活動実施計画（うち有機質資材の施用による土づくり及び化学肥料・化学農薬の使用減少に取り組むもの）の認定を受けた農業者（エコファーマー）が、当該計画に沿って生産した農産物
- 3 統一ロゴマーク使用管理要綱及び統一ロゴマーク使用管理取扱内規に基づいて承認された者で、認証を受けた農産物

第 10 使用中止

要領第 15 条の規定による認定の取消があった場合は、その日から認証マークを使用できないものとする。

第 11 加工品

加工品への認証マークの使用については、農産物原料の全量が認証マークによる表示が可能な場合であって、認証生産者自らが使用する場合に限り、使用を認めるものとする。

第 12 その他

上記以外の認証マークの使用管理等の取扱いについては、必要に応じて協議する。

附則 この表示基準は令和 7 年 11 月 28 日から施行する。